

ITと法：IT化の進展と法的対応

1 IT化と法的対応の方式

1) インターネットの普及とその影響

(1) 現行法におけるインターネットの使用例

IT化を象徴するインターネットの普及は、1990年代中葉に始まった。その時代においては、インターネットとは何かについて解説する必要があった。しかし、今日では、その必要はなくなったといつてよいほど一般化している。日本の法律の中でもインターネットは自明のものとして使われるようになってきている(注1)。そのような法律の例として「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(平成12年12月6日法律第144号)(以下「IT基本法」と呼ぶことがある。)を挙げることができる。この法律は、高度情報通信ネットワーク社会を定義するに当たって、「インターネット」を「高度情報通信ネットワーク」の例示として掲げている。それは、次のようになっている。

「この法律において『高度情報通信ネットワーク社会』とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう」(第2条)。

(2) インターネットの普及状況

2002年7月に公表された『平成14年版情報通信白書』によると、2001(平成13)年末における「インターネット普及状況」は、次のとおりであると要約されている。

「インターネットの普及は着実に進展。

- ・インターネット利用者は対前年比885万人増の5,593万人。
- ・インターネット人口普及率は、対前年比6.9ポイント増の44.0%。
- ・端末別では、パソコンからの利用者が最も多く4,890万人。携帯電話・PHS、携帯情報端末からの利用者は2,504万人。」

また、インターネット普及状況(国際比較)は、次のとおりであると要約されている。

「世界の中で、インターネット人口普及率の順位は16位であるものの、利用者数は世界2位。

- ・インターネット人口普及率44.0%は世界で第16位。
- ・他方、利用者数5,593万人は米国に次ぐ世界第2位。」

さらに、将来推計を見ると、インターネット利用者は、2005(平成17)年末には8,720万人と推計されている。

インターネットのこのような普及は、政治、経済、法、社会、文化、教育などあらゆる分野に多大な影響を与えてきているばかりでなく、将来的にも与え続けるであろう。

(3) インターネットのインパクトの例

インターネットの影響は、多くのところで議論されてきているが、ここでは、少し趣向を変えて、OECD セキュリティ・ガイドラインの改訂を通じて、そのインパクトの一例を見ることにする。

「情報システムのセキュリティ」は、情報化社会において極めて重要な意味を持っていることは多言を要しないであろう。

そのような観点から、OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development, 経済協力開発機構) は、1992年11月26日に、「情報システムのセキュリティのためのガイドライン」(Guidelines for the Security of Information Systems) を採択した。これは、1990年代初頭におけるセキュリティの状況を背景として策定された。情報化社会の変化が激しいことから、このガイドラインは、5年ごとに見直しがなされることになっている。そこで、5年後の1997年に見直しが行われたが、その際には、改訂の必要はないという結論になった。その5年後の2002年を前に2001年から見直しの作業が進められるようになった。今度は、インターネットの急速な普及という環境変化のもとで、見直しの必要性が強調されるようになった。その一環として、2001年9月12日及び13日に東京でOECDのワークショップが開催された。見直し作業は、情報セキュリティ・プライバシー作業部会 (Working Party on Information Security and Privacy, WPISP) (注2) でそれを踏まえて進められ、また、2001年9月11日の同時多発テロを受けて加速された。かなり大幅に見直されたガイドライン、すなわち、「情報システム及びネットワークのセキュリティのためのガイドライン セキュリティ文化の普及に向けて」(Guidelines for the Security of Information Systems and Networks Towards a Culture of Security) は、2002年6月26日に情報・コンピュータ・通信政策委員会 (Committee for Information, Computer and Communication Policy, ICCP) で承認され、同年7月25日に、OECD 理事会 (Council of the OECD) によって採択された (注3)。この見直し作業の中にもインターネットの大きな影響を看取することができる。

ガイドラインの中でインターネットの影響を指摘しているところを掲げると、次のようになる。

「従来よりも強力なパーソナル・コンピュータ、技術の融合、及びインターネットの広範な利用が、主に閉じていたネットワークの中の地味でスタンド・アロンのシステムであったものにとって代わった。今日、参加者はますます相互に接続され、その接続は国境を越えている。これに加えて、インターネットは、エネルギー、交通、及び金融のような重要なインフラを支え、企業がビジネスを行い、政府が市民及び事業者にサービスを提供し、また、個々の市民が通信し情報を交換する方法において主要な役割を果たしている。通信及び情報インフラを構成する技術の性質及びタイプも著しく変化してきた。インフラへのアクセス装置の数及び性質が多様化し、固定型、無線型及び携帯型の装置を含むようにな

り、また、『常時』接続によるアクセスの割合が増大している。したがって、交換される情報の性質、量及び重要性は、実質的に拡大してきている。」

2) 法の世界への IT 化のインパクト

この OECD のセキュリティ・ガイドラインを見ると、インターネットを支える科学技術の発展が様々な分野に計り知れないインパクトを与えていることがわかるが、その衝撃は法の分野にも及んでいる。しかも、科学技術の研究開発は、法という枠組みを超えている。それは、現行法にかかわりなく進められるところに特徴があるため、法の世界に大きなインパクトを与えることになる。例えば、クローン技術は「特定の人と同一の遺伝子構造を有する人」又は「人と動物のいずれであるかが明らかでない個体」(「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」(平成 12 年 12 月 6 日法律第 146 号) 第 1 条の規定による)を作り出すことができる。これは、「人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持」に「重大な影響を与える可能性がある」(同法第 1 条)と指摘されている。

現代の法制度の多くは、主として欧米の近代社会で形成され、その後の時代の変化に対応してそれに適合するように修正されてきたものからなっている。そのような法によって制度化されている、例えば、議会制民主主義という価値概念が現代社会において重要な役割を果たしている。こうした基本的な概念についても、IT 社会では、見直しを余儀なくされるといっても過言ではない。

法(学)は、これにどう対応するのか。「法とは正義なり」といわれるように、法的対応は、正義の観念に適合し得るといえる(もっとも、正義も多義的であって、それが何かは必ずしも定かではない)。ここでは、IT 化をも包摂する「情報化」について見るが、情報化の進展への法(学)の対応という観点を大きく 3 つに分けて考えてみることにする。情報化の進展は、人間の意識に影響を与えるが、これらに共通していることは、法(学)の立場から、どう対応するかを論じ、何らかの対応をすることである。

3) 情報化法的点検論

第 1 は、情報化法的点検論とでもいうべきものである。科学技術というものは、一般的には諸刃の刀であるが、これは、情報化社会の進展に対して法(学)の観点から点検し、その進展を促進すべきか又は抑制すべきかという議論をすることである。情報化社会の進展は、原爆の発明、公害を発生させるようなテクノロジーの開発、ヒトクローン技術の研究などとは異なり、一般に肯定的にとらえられているので、その法的点検をしたうえで、それをプロモートすべきであるという結論に達すればそのための法的条件整備をすることが考えられる(情報化法的プロモーション論)。一般的には、この傾向が強い。最近、特にインターネットの飛躍的発展との関係で論じている情報発信権・受信権の人権(情報発信権、情報受信権、情報アクセス権等)の促進論も、情報化法的プロモーション論の一環で

ある。1984年制定の電気通信事業法は、電気通信事業の自由化をもたらし、法的にはインターネットなどの普及につながっている。そして、IT基本法は、日本に「高度情報通信ネットワーク社会」を形成することを法的にプロモートすることを目的としている。

しかし、一方において情報化社会の進展が問題を引き起こすこともあり得る。そのことが明確であるならば、それをコントロールすべきであるという議論を展開し、法的制約を課すことが必要になってくる（情報化法的コントロール論）。例えば、プライバシー問題で議論されることが多い。また、情報発信・情報受信が簡便化してきていることに伴い問題視されるようになっている違法・有害情報の規制論、特にそれによって生ずる人権侵害を救済するための規制論も、情報化法的コントロール論に属する。情報通信分野ではないが、前述の「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」は、「何人も、人クローン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又はヒト性集合胚を人又は動物の胎内に移植してはならない」（第3条）と禁止し、「第3条の規定に違反した者は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（第16条）と罰則を科している。

4) 現法体制変革論

第2は、現法体制変革論とでもいうべきものである。情報化の進展に対応して、現法体制を変革すべきかどうかという議論をすることである。この例としては間接民主主義を直接民主主義に変革することなどをあげることができるばかりでなく、1989年以降の東欧における変革のように情報化がもたらす体制の変革もこのカテゴリーに入れることができる。しかし、その場合の情報化は、ラジオ、テレビ、ビデオ、ファックスなど、日本では高度とはいえない段階のものであったといわれている。それらが東欧以外の諸国における現実を伝えたことが変革につながっているとみられている。

今後、例えば、情報テクノロジーの中でも、インターネットが一般化してくると、電子民主主義（electronic democracy）が実現し、工業化社会で確立した伝統的な民主主義の概念も変貌を余儀なくされるであろう。特にインターネットのように、ネットワークが世界的に張りめぐらされるようになると、工業化社会で明確になった旧来型の主権国家概念も21世紀には大きく変わるであろうと予測される（これらについては、例えば、アルビン・トフラー著/徳山二郎監修・鈴木健次・桜井元雄他訳『第三の波』（日本放送出版協会、1980年）（注4）を参照）。トフラーは、28章からなる、この著作の第27章において「時代おくれになった政治体制」について論じている。彼は「産業世界のすべての政党、議会、最高会議、大統領や首相、裁判所そのほかの司法機関、無数の階層から成る官僚組織など、ひとこと言えば、われわれが集団決定を行ない、それを実施していくためのすべての手段が、いまや時代おくれになりつつあり、変革を迫られているのだ。第三の波の文明は、第二の波の政治機構によって動かすことはできない」と述べた後、「産業時代を生み出した当時の革命家たちが、封建制度の機構のままでは政治を行なうことができなかつたのと同じように、今日、われわれはふたたび新しい政治手段を創造しなければならない立場に立た

されている。これが、第三の波の政治的意味あいである」(注5)と論じている。

5) 現法体制内対応論

第3は、現法体制内対応論とでもいうべきものである。情報化社会の進展に対応するために、現行の法体制を前提として、現行法の解釈で対応すべきか(解釈的対応論)、現行法の解釈には限界があるのでその一部を改正するという方法で対応すべきか(一部改正的対応論)、又は現行法の解釈・改正では対処することができないので新たに立法化するという方法で対応すべきか(新立法的対応論)という議論をすることである。これらについて例示すると、次のようになる。

解釈的対応論の例

の解釈的対応論としては、ソフトウェアの保護やコンピュータ犯罪への対応がある。ここでは、ソフトウェアの保護について見ることにする。現行の著作権法は1970年に制定されたが、コンピュータ・ソフトウェアの保護については明文の規定を設けていなかった。それは、1970年頃までは、コンピュータ社会もハードウェア中心であって、1970年代に入って、ソフトウェアが重要視される時代になったことと関連している。ソフトウェアがますます重要視されるようになるにつれて、多額の開発費を投じたソフトウェアを法的にどう保護するかということが世界的に大きな課題になってきた。各国の議論には共通するところが多いが、わが国では、特許法、不正競争防止法、著作権法等による保護が主張されてきた。そういう議論の状況の中で、ビデオ・ゲームの製造・販売・貸与に従事する会社がゲーム用の新開発プログラムを勝手に複製されたとして、同業者を著作権法違反で訴えていた損害賠償請求訴訟で、著作権法による保護が認められて、大きな注目を集めた。この訴訟で東京地裁は、1982年12月6日、テレビ型ゲームマシンのゲーム内容をアッセンブリ言語で表現するソフトウェアプログラムはその作成者の独自の学術的思想の創作的表現であり、著作権法上保護される著作物に当たると解した。その後、同旨の判決が相次いで出された。

これは、著作権法の例であるが、法の中でも、分野によって、その対応の方法にかなりの差異がある。また、これらは、第1の情報化法的点検論の具体的対処方法という側面を持っている場合もある。

一部改正的対応論の例

の一部改正的対応論としては、ソフトウェア保護のための著作権法一部改正(1985年)やコンピュータ犯罪処罰のための刑法一部改正(1987年)などがある。ここでも、著作権法一部改正を取り上げることにする。

前述のように、ソフトウェアは著作権法によって保護されるという判例の流れは定着したといえるが、裁判所の判決は、その特定の事件ごとに異なることがあり得るため、不安定な場合がある。安定性を確保するためには、立法的に解決されなければならない。世界的にも立法的な解決がなされてきているが、わが国では、どのような方法で保護するか

ついて大きく意見が分かれた。1983年12月、通産省は、産業構造審議会情報部会の答申を受けて、プログラム権法という新たな立法化の作業を始めた。一方、1984年1月、文化庁では、著作権審議会第六小委員会の中間報告が提出され、著作権法改正の作業が開始された。前者は、新立法的対応論であり、後者は、一部改正的対応論である。

当時、日本の立法はどうあるべきかをめぐって各方面でかなり議論されたが、1985年春には、それぞれの案を準備した通産省と文化庁が合意し、コンピュータ・プログラムを著作権法により保護される著作物であることを明らかにするとともに、その特質に見合った著作権法の規定の整備を行い、その著作物の著作権者の権利の一層適切な保護を図ることを目的とする著作権法の改正案が国会に提出され、可決された。

この著作権法改正法は、1985年6月14日に公布され、1986年1月1日から施行された。換言すれば、一部改正的対応論が採用されたことになる。

この改正著作権法では、ソフトウェアの中心をなすプログラムの保護が明文化された。著作権法は、プログラムについて「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」（第2条第1項第10号の2）と定義している。

新立法的対応論の例

の新立法的対応論は、やの対応論では問題解決が不可能である場合に、新しく立法することによって対応すべきであると論じるものである。例えば、プライバシー権を体系的に保護するためには新しい法律を作るべきであるとするのがそれであって、プライバシー権の一部についてはあるが、多くの国でプライバシー保護法・個人情報保護法が制定されている。日本でも、情報化を進める条件整備の一つとして個人情報保護の法制度化を1970年代から提唱してきている。これは、新立法的対応論である。最近になってようやくその実現可能性が見えてきたが、1970年代にプライバシー・個人情報の保護法を制定した先進国よりも20年以上遅れている。また、情報化社会を構築するために、情報政策にかかわる新立法的対応の必要性を説いてきたが、日本では、なかなか進まなかった。しかし、ようやくその機運が出てきたといえる。

これらについては、後述することにする。

（注1）「インターネット」を使っている法令の数は、増える傾向にある。法令データ提供システム（<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>）によると、次のような法令の各条で使用されている（2003年4月9日現在）。

- ・内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月20日内閣府令第13号）第6条
- ・内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月20日内閣府・財務省令第4号）第6条
- ・経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法

律施行規則（平成 15 年 2 月 3 日経済産業省令第 8 号）第 6 条

・国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年 3 月 20 日国土交通省令第 25 号）第 5 条

・沖縄振興特別措置法（平成 14 年 3 月 31 日法律第 14 号）第 21 条

・知的財産基本法（平成 14 年 12 月 4 日法律第 122 号）第 18 条、第 20 条、第 23 条

・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年 12 月 13 日法律第 151 号）第 10 条、第 11 条

・沖縄振興特別措置法施行令（平成 14 年 3 月 31 日政令第 102 号）第 2 条

・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 14 年 6 月 5 日政令第 199 号）第 12 条

・社債等の振替に関する命令（平成 14 年 12 月 6 日内閣府・法務省令第 5 号）第 4 条

・国債の振替に関する命令（平成 14 年 12 月 6 日内閣府・法務省・財務省令第 3 号）第 4 条

・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条第 1 項の発信者情報を定める省令（平成 14 年 5 月 22 日総務省令第 57 号）

・基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）第 24 条

・電波の利用状況の調査等に関する省令（平成 14 年 10 月 30 日総務省令第 110 号）第 7 条

・商法施行規則（平成 14 年 3 月 29 日法務省令第 22 号）第 8 条、第 10 条

・通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成 13 年 6 月 8 日法律第 44 号）第 2 条

・行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年 6 月 29 日法律第 86 号）第 5 条、第 6 条

・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年 2 月 15 日政令第 34 号）第 2 条、第 5 条

・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成 13 年 12 月 14 日経済産業省・環境省令第 13 号）第 25 条

・著作権等管理事業法施行規則（平成 13 年 6 月 15 日文部科学省令第 73 号）第 18 条

・高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年 12 月 6 日法律第 144 号）第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 14 条、第 20 条、第 35 条

・資産の流動化に関する法律施行規則（平成 12 年 11 月 17 日総理府令第 128 号）第 30 条の 3、第 33 条の 9

・独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 167 号）第 10 条

・国と民間企業との間の人事交流（平成 11 年 12 月 22 日人事院規則 21 0）第 5 条

- ・金融庁組織規則（平成 10 年 12 月 15 日総理府令第 81 号）第 11 条
 - ・保険業法施行規則（平成 8 年 2 月 29 日大蔵省令第 5 号）第 19 条の 9、第 32 条の 2
 - ・不正競争防止法（平成 5 年 5 月 19 日法律第 47 号）第 2 条
 - ・電気通信基盤充実臨時措置法（平成 3 年 4 月 2 日法律第 27 号）第 6 条
 - ・電気通信事業法施行規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 25 号）第 22 条の 2、第 22 条の 4、第 23 条の 4、第 23 条の 8、第 24 条の 5、第 40 条の 8
 - ・社会生活基本調査規則（昭和 56 年 5 月 28 日総理府令第 38 号）第 6 条
 - ・エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年 9 月 29 日通商産業省令第 74 号）第 12 条
 - ・租税特別措置法施行規則（昭和 32 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）第 5 条の 16、第 20 条の 11
 - ・土地収用法施行規則（昭和 26 年 10 月 27 日建設省令第 33 号）第 11 条の 2
 - ・電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）第 25 条
 - ・国立国会図書館法（昭和 23 年 2 月 9 日法律第 5 号）第 21 条
- （注 2）堀部政男はこの作業部会の副議長を務めている。この作業部会については、堀部政男「OECD 暗号政策ガイドライン理事会勧告」、『変革期のメディア』（有斐閣、増刊ジュリスト、1997 年 6 月）342 頁参照。
- （注 3）次のような 9 原則を掲げている。 認識（Awareness）、責任（responsibility）、対応（Response）、倫理（Ethics）、民主主義（Democracy）、リスク・アセスメント（Risk assessment）、セキュリティの設計・実施（Security design and implementation）、セキュリティ・マネジメント（Security management）、再評価（Reassessment）。
- （注 4）これらについては、例えば、Alvin Toffler, The Third Wave, 1980, W. Morrow & Co. を参照されたい。日本では、アルビン・トフラー著/徳山二郎監修・鈴木健次・桜井元雄他訳『第三の波』（日本放送出版協会、1980 年）で有名になった。
- （注 5）『第三の波』（前掲）563 頁。

2 IT 社会の推進政策と法

1) 情報化法的プロモーション論

前述の情報化法的点検論の中では、情報化法的プロモーション論が盛んに展開されてきている。

日本でコンピュータ化という意味での情報化が関心を集めていた時期までさかのぼると、例えば、コンピュータ化の推進が日本における重要な政策課題となっていた。「情報処理の促進に関する法律」（1970 年 5 月 22 日公布、当時の題名は「情報処理振興事業協会等に関する法律」となっていた。1985 年に題名が現行の法律のように改められた）は、その一例である。その後も、情報化の推進政策はますます重要視されるようになり、それを具体化するための法律も多数制定されてきた（注 1）。

2) 情報政策の概念構成の試み

そこで、IT社会を支える各種の情報法がどのようなものであるかという観点から、法について検討する必要がある。それは、学界などではかなり一般化してきている「情報法」という新たな分野で議論される問題でもある。そこで、情報法についてこれまでに論じてきている視点から、IT社会とかわる情報関係法を分類し、具体的にはどのような法をどのように分類するかについて、検討することにする。

その前提となるIT政策については、1980年代から「情報政策」という概念で、様々な議論が展開されてきた。この情報政策について、1980年代中葉に次のように定義したことがある(注2)。

「情報政策とは、国または地方公共団体の機関等が、対内的には、たとえばOAシステム化等により、情報自由化・情報保護化・情報高度化等を図ることを明確にするばかりでなく、国際的・全国的・地域的に、たとえば情報システム・情報公開・プライバシー保護・広報広聴等により、情報自由化・情報保護化・情報高度化等を進めることも明らかにする基本的な方針である。」

これを基本にしながら、1990年代中葉に次のように概念構成を試みた(注3)。

「情報政策とは、国又は地方自治体の機関等が、国際的・国内的・地域的・内部的に、情報処理技術を含む情報通信システムの活用により、情報高度化を図るばかりでなく、情報自由化・情報保護化等を促進する方針である。」

このような情報政策は、今日のIT政策と基本的には同じである。IT戦略本部が打ち出しているe-Japanに関する政策もその延長線上にあるといえる。

3) e-Japan への取組

(1) 政府におけるe-Japanへの取組

政府における最近の情報化への取組は、次のようになる。

2000年12月6日 IT基本法公布

2001年1月6日 IT基本法の施行、IT戦略本部設置

2001年1月22日 e-Japan戦略 2005年に世界最先端のIT国家

2001年3月29日 e-Japan重点計画 政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策

2001年6月26日 e-Japan2002年プログラム 20020年度IT重点施策に関する基本方針

2001年11月7日 e-Japan加速・前倒し 「e-Japan重点計画」、「e-Japanプログラム」の加速・前倒し～IT関連構造改革工程表(最終とりまとめ)

2001年12月6日 IT分野の規制改革の方向性(IT関連規制改革専門調査会報告)

2002年6月18日 e-Japan重点計画-2002

(2) e-Japan 重点計画-2002 の概要

e-Japan 重点計画は、後述する IT 基本法に定められている基本理念及び施策の基本方針にのっとり作成される (IT 基本法第 35 条)。

ア e-Japan 重点計画-2002 の構成

2002 年 6 月 18 日に IT 戦略本部において策定された「e-Japan 重点計画-2002」は、次のように構成されている。

はじめに

基本的な方針

重点政策 5 分野

1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成
2. 教育及び学習の振興並びに人材の育成
3. 電子商取引等の促進
4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進
5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

横断的な課題

1. 研究開発の推進
2. 国際的な協調及び貢献の推進
3. デジタル・デバイドの是正
4. 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応
5. 国民の理解を深めるための措置

資料編

ベンチマーク集

各分野における将来のイメージ

参考資料

「e-Japan 重点計画-2002」における各分野別施策の年度別集計表

イ 電子商取引等の促進

「e-Japan 重点計画-2002」の「基本的な方針」に示されている「3. 基本方針」の「(2) 重点政策 5 分野」では、「電子商取引等の促進」について次のように要約されている。

課題と方向性

電子商取引市場の着実な拡大に向けて、引き続き必要な環境整備を行うとともに、ネットワーク上を流通するコンテンツの飛躍的な増大を目指して、知的財産権の適正な保護・利用のための環境整備を行う。また、事業者における経営の効率化や経営革新等を促すため、事業活動における積極的な IT 活用を促進する。

主要施策

ア) 電子商取引等の浸透のための制度整備の充実

電子商取引等の円滑な促進のため、刑事法制の見直し、ADR8 [注・]に関する共通的な制度基盤整備等の情報化社会の基本ルールの整備を行う。

イ) デジタルコンテンツの流通促進

著作権等の権利処理の円滑化のためのシステム・ルールの整備、不正コピー・不正利用防止のための技術・システムの確立支援、海賊版の取締りの強化などにより、デジタルコンテンツの流通促進を図る。

ウ) 事業者の IT 活用の促進

中小企業等の IT 化に対する支援、会社等法人の内部業務・手続の電子化のための制度整備、電子商取引の基盤となるソフトウェアの競争力強化などにより、事業者における IT 活用の促進を図る。

エ) 消費者保護対策の着実な実施

個人情報保護法などの制度整備や消費者に対する情報提供により、消費者の IT 活用の促進と保護を図る。

ここで、知的財産権や著作権等に触れている。

ウ 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

「e-Japan 重点計画-2002」の「基本的な方針」に示されている「3. 基本方針」の「(2) 重点政策 5 分野」では、「行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進」について次のように要約されている。

課題と方向性

行政の情報化に関しては、国・地方を通じた行政情報化の総合的・一体的推進を図るため、申請・届出等に限らず行政手続全般にわたるオンライン化、手続の簡素化・合理化等を実施する。特に、電子自治体に関しては、国と歩調を合わせた行政の情報化を進めるよう、地方公共団体の取組を支援する。

一方、公共分野に関しては、ITS、保健医療分野の IT 化等の国民生活に密接に関係する施策の充実を図るとともに、民間における利用促進を図るための環境整備を行う。

主要施策

ア) 電子政府の実現

申請・届出等手続に関するオンライン化実施時期の前倒し、手続の簡素化・合理化、ワンストップサービスの更なる推進、人事、給与等の内部管理業務の電子化等新たに必要な取組への対応、情報化推進のための統括責任者、スタッフの機能強化等各府省推進体制の確立等を図る。

イ) 電子自治体の構築の推進

電子自治体構築のための共通基盤の整備支援、地方公共団体が個別手続についてオンライン化するために必要な実施方策の提示、都道府県・市区町村が一体となったシステムの構築等により、電子自治体の構築に関する地方自治体の取組を支援する。

ウ) 公共分野における IT 化の推進

ITS、GIS の本格的な普及を図るとともに、芸術・文化、医療、食料の信頼確保、防災、公共交通分野等における IT 化を推進するため、関連システムの整備、デジタルアーカイブ 9 化の推進、技術の標準化等、所要の施策を推進する。

(3) e ヨーロッパ 2005 年の概要

「e ヨーロッパ 2005 年：みんなの情報化社会」(eEurope 2005: An information society for all) という文書が、EU (European Union) で、2002 年 5 月 28 日にまとめられた。E ヨーロッパ 2005 年は、次のような構成になっている。

1. 目的
2. アプローチ
3. アクション
 - 3.1. 政策手段
 - 3.1.1. 最新のオンライン公共サービス
 - 3.1.2. ダイナミックな e ビジネス環境
 - 3.1.3. 安全な情報インフラストラクチャ
 - 3.1.4. ブロードバンド
 - 3.2. グッド・プラクティス
 - 3.3. ベンチマーキング
 - 3.4. e 政策のための調整メカニズム
 - 3.5. 財政
4. 結論

これは、アクション・プランであって、ヨーロッパは、2005 年までに、次のことを達していなければならないとしている。

- 最新のオンライン公共サービス
- e ガバメント
- e ラーニング・サービス
- e ヘルス・サービス
- ダイナミックな e ビジネス環境

また、これらの目的遂行の手段として、次のことを達していなければならないとしている。

- 競争的料金によりブロードバンド・アクセスが広く利用できること
- 安全な情報インフラストラクチャ

このように、EU においても、情報化社会の推進が大きな政策課題になっている。

4) 情報関係法の分類

このような情報化を実現することを目的とする法には様々なものがあるが、それらは、情報高度化法、情報自由化法、及び情報保護化法に分類できると考えている。それぞれについて簡単に述べることにする（詳しくは、堀部政男『自治体情報法』（前掲）33頁以下参照）

情報高度化法 従来の情報化を基本に据えながらも、さらにそれを促進することを指すことにするので、情報化一般というよりは最近の高度な情報通信テクノロジーの導入・活用等を意味している。これは、後述のように、細分類することができる。

情報自由化法 情報の流れをよりよくするという趣旨であって、例えば対内的にいえば、セクショナリズムに陥ることなく情報を有効的に利用することであり、対外的には、情報公開を制度化することである。

情報保護化法 情報財産の保護、情報犯罪の防止・処罰等情報のセキュリティを図るばかりでなく、個人情報保護を制度化することである。

5) 情報高度化法の例としては、次のようなものが挙げられる。ここでは、IT戦略本部がまとめている「IT関連法律」の分類を参考にしながら次のように分けてみることにする。（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/link.html>）

ア 基本法

- ・高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）（IT基本法）

イ 高度情報通信ネットワーク形成促進法

- ・電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）
- ・電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成13年法律第43号）
- ・通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成13年法律第44号）
- ・電波法の一部を改正する法律（平成13年法律第48号）
- ・電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号）

ウ 電子商取引等促進法

- ・商業登記法の一部を改正する法律（平成12年法律第40号）
- ・電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）
- ・書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（平成12年法律第126号）（IT書面一括法）
- ・短期社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）
- ・不正競争防止法の一部を改正する法律（平成13年法律第81号）
- ・電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（平成13年法律第95号）

- ・司法制度改革推進法（平成 13 年法律第 119 号）
- ・商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号）
- ・商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備に関する法律（平成 13 年法律第 129 号）
- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）（プロバイダー責任制限法）

エ 行政情報化・公共分野情報通信技術活用推進法

- ・道路交通法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 51 号）

オ 行政オンライン化推進法

- ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）
- ・同法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 14 年法律第 152 号）
- ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）

カ 高度情報通信ネットワーク安全性・信頼性確保法

- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- ・刑法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 97 号）

6) 情報自由化法

情報の流れをよりよくするという趣旨であって、例えば対内的にいえば、セクショナリズムに陥ることなく情報を有効的に利用することであり、対外的には、情報公開を制度化することである。

情報自由化法の例としては、次のようなものが挙げられる。

- ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）
- ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）

7) 情報保護化法

情報財産の保護，情報犯罪の防止・処罰等情報のセキュリティを図るばかりでなく，個人情報保護を制度化することである。

情報保護化法の例としては、次のようなものが挙げられる。

- ・知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）
- ・知的財産権保護関係法（著作権法，商標法，不当競争防止法等）
- ・行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 95 号）
- ・個人情報の保護に関する法律案（第 151 回国会，閣法 90） 個人情報の保護に関する法

律案（第 156 回国会、閣法 71 、第 151 回国会提出法案が一部修正された）

・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（第 154 回国会、閣法 70） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（第 156 回国会、閣法 72 第 154 回国会提出法案が一部修正された、）

・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（第 154 回国会、閣法 71）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（第 156 回国会、閣法 73）

・情報公開・個人情報保護審査会設置法案（第 154 回国会、閣法 72） 情報公開・個人情報保護審査会設置法案（第 156 回国会、閣法 74）

・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第 154 回国会、閣法 73） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第 156 回国会、閣法 75）

（これらのうち、個人情報保護関係の 5 つの法案は、平成 14（2002）年 12 月 13 日廃案となった。2003 年 1 月 20 日召集の通常国会に修正法案が提出された。閣議決定は、平成 15（2003）年 3 月 7 日に行われた）

3 個人情報保護法

日本では、国レベルで、1988年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定されたが、これは、題名からも明らかなように、行政機関保有の個人情報でしかも電子計算機処理のものを対象にしているにとどまっている。そこで、民間部門保有の個人情報をどのようにして保護するかが大きな問題となっていた。1999年から2000年にかけて民間部門個人情報を含めて、議論が活発化してきた。1999年7月に高度情報通信社会推進本部のもとに設けられた個人情報保護検討部会の座長として、同年11月19日に「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」をとりまとめた。それを受けて、2000年1月に同じく高度情報通信社会推進本部のもとに個人情報保護法制化専門委員会が設けられ、同委員会は、同年2月から新たな立法について検討し、同年10月11日に「個人情報保護基本法制に関する大綱」をまとめた（高度情報通信社会推進本部は、2000年7月7日に情報通信技術（IT）戦略本部にとって代わられた）。政府は、これに基づき法案を策定し、2001年3月27日に「個人情報の保護に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。また、政府は、2002年3月15日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案」のほか、3つの関係法案を閣議決定し、国会に提出した。これらの個人情報保護関係5法案は、前述のように、2002年12月13日終了の臨時国会で廃案となった。その後、政府は、一部を修正して、5法案を2003年3月7日に閣議決定し、国会に提出した。（本稿の修正段階では、成立するに至っていない）。

個人情報保護については論ずべき課題も多いが（注 6）ここでは、日本はこの分野では 1970 年代にプライバシー・個人情報保護法を制定した先進国とくらべると、20 年以上遅れていることを指摘するにとどめ、詳細については割愛せざるを得ない。

4 評価と要望

法の分野では、IT化が急速に進展してきているにもかかわらず、一般的には、伝統的な法の解釈によって対応する傾向が強く、新たな法的対応には消極的である。最近でこそようやく法律の改正や新しい法律が制定されるようになったが、例えば、情報化を進めるための条件整備の一つとして重要な役割を果たすことが期待されている、プライバシーないし個人情報の法的保護については、先進国よりも20年以上も遅れている。今後はIT先進国として先見的法政策を立案すべきであると考えられる。その際、学界が果たす役割が大きいことを認識し、学界もIT化への法的対応について、先進的に研究するとともに、具体的に政策提言を行っていくべきである。

(注6) プライバシー・個人情報については、これまでも多くの機会に論じてきている。例えば、次のようなものがある。

堀部政男『現代のプライバシー』(岩波書店, 1980年), 同『プライバシーと高度情報化社会』(岩波書店, 1988年), 同「ヨーロッパの現代個人情報保護論」, 『ジュリスト』1989年12月1日号14頁以下, 同「情報化とプライバシー」, 『ジュリスト』1992年5月1日・15日合併号(1000号記念号)25頁以下, 堀部政男編『情報公開・個人情報保護』(ジュリスト増刊, 有斐閣, 1994年), 堀部政男『自治体情報法』(学陽書房, 1994年), 堀部政男編『情報公開・プライバシーの比較法』(日本評論社, 1996年), 堀部政男「EU個人情報保護指令と日本」, 『変革期のメディア』(ジュリスト増刊, 有斐閣, 1997年)358頁以下, 同「プライバシー保護の国際的調和論」, 『法学新報』103巻11・12号(1997年10月)29頁以下, 同「個人情報保護論の現在と将来」, 『ジュリスト』1998年12月1日号28頁以下, 同「個人情報保護 制度整備と影響: 適用除外求める説明責任をどう果たすか」, 『新聞研究』1999年9月号11頁以下, 同「住民基本台帳法の改正と個人情報保護」, 『ジュリスト』1999年12月1日号79頁以下, 同「電子商取引とプライバシー」, 『ジュリスト』2000年8月1日・15日合併号77頁以下, 同「日本における個人情報保護のあり方」, 『ジュリスト』2000年12月1日号32頁以下, 竹田稔・堀部政男編『名誉・プライバシー保護関係訴訟法』(青林書院, 2001年), 堀部政男「個人情報保護法制化の背景と課題」, 『法律のひろば』2001年2月号45頁以下, 同「個人情報の保護」, 松下圭一・西尾勝・新藤宗幸編『岩波講座 自治体の構想1 課題』(岩波書店, 2002年)193頁以下, 堀部政男編著『インターネット社会と法』(新世社, 2003年)等。

(堀部 政男)